

第236回埼玉県都市計画審議会

平成30年11月27日午前10時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第236回埼玉県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課副課長の石川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。現在15名の出席をいただいております。なお、2分の1以上の定足数に達しておりますので、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで資料の確認をさせていただきたいと思います。事前にお配りした資料が配付資料一覧表、A4、1枚でございます。委員名簿、こちらもA4、1枚でございます。議案概要一覧表、こちらもA4、1枚でございます。次に、議案書、冊子になっているものがございます。次に、右上に「別添」と書いてございますA4でホチキス留めになっているもの、続きまして参考資料1、2が、こちらもA4のホチキス留めとなっております。加えて、本日机の上にお配りさせていただいておりますのが次第、A4、1枚、それと座席表、以上となっております。合わせて、昨年度本審議会で御報告させていただいて、その後平成30年2月県議会の定例会で議決をいたしました「まちづくり埼玉プラン」、こちらの冊子版が完成しましたので、参考にお配りさせていただいております。

以上でございますが、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

なお、座席表には黒川委員の名前が載っておりますが、急遽欠席との連絡をいただいております。また、右上に「別添」と書かれている資料は、意見書の写しでございますが、本審議会は原則公開となっておりますので、個人情報に係る部分は黒塗りとさせていただいておりますので、御承知いただきたいと思ひます。

それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定により、久保田会長に議長をお願いして、進行をしていただきたいと思います。

では、会長、よろしくお願いたします。

○議長（久保田） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願申し上げます。御協力をいただきまして、本日も慎重かつ効率的に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力どうぞよろしくお願申し上げます。

まず、会議録の署名委員でございますけれども、本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして私から指名をさせていただきます。本日は、村山委員、それから須賀委員にお願したいと思っ

ておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本審議会の公開に関してですが、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づいて原則公開となっております。私としては、本日は非公開にすべき案件はないと思っておりますが、いかがでしょうか。公開でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） ありがとうございます。それでは、本日の審議会は公開とさせていただきます。

傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい、いらっしゃいます。

○議長（久保田） では、入室をいただきたいと思えます。

〔傍聴者入場〕

○議長（久保田） 議事に入ります前に、傍聴の皆様に傍聴上の御注意を申し上げます。

先ほど事務局から傍聴要領をお配りしたと思えますけれども、それをよく読んでいただいて、遵守いただきますようお願いいたします。万一傍聴要領に反する場合には退場いただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより第236回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり議第5123号「狭山都市計画区域区分の変更について」など、都市計画法に係る議案のほか、5議案について御審議をお願いもでございます。

まず、議第5213号及び第5214号の2議案につきましては、関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の山科でございます。それでは、議第5213号及び議第5214号の狭山都市計画に関する2議案につきまして、関連がありますので、一括して御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

前方のスクリーンを御覧いただきたいと思えます。狭山都市計画は、狭山市の全域から成り、都心からおおむね40km圏内に位置しております。まず、議第5213号につきましては、狭山市狭山工業団地拡張地区について、市街化区域へ編入するものでございます。

狭山工業団地は、圏央道狭山日高インターチェンジから約2km圏に位置しており、今回市街化区域に編入する地区は、既定の市街化区域にある狭山工業団地の東側に位置する柏原鳥之上地区約8.2ha及び西側に位置します上広瀬西久保地区の約11.3haでございます。合わせて約19.5haの地区でございます。本地区は、交通の利便性が高く、産業の立地に適した地区でございます。

地区の状況でございます。まず、東側に位置します柏原鳥之上地区でございます。本地区は、赤色で囲まれた区域でございます。現在は主に農地として利用されております。このたび、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実となったことから、市街化区域に編入するものでござ

います。

これは、土地利用計画図でございます。本地区は、交通の利便性の高さを生かし、工業の土地利用を図る計画でございます。土地区画整理事業により、道路や公園などの都市基盤を整備いたします。

次に、上広瀬西久保地区の状況でございます。本地区は、赤で囲まれた区域でございます。現在は主に農地として利用されており、国道及び県道の沿道には店舗などが立地しております。このたび、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

これは、土地利用計画図でございます。本地区は、交通の利便性の高さを生かし、主に工業の土地利用を図る計画でございます。土地区画整理事業により、道路や公園などの都市基盤を整備いたします。

次に、区域区分の計画書でございます。表の下段の備考欄でございますように、今回の地区面積約19.5haを市街化区域に編入することに伴い、市街化区域の面積が1,442haから約1,462haとなります。

続きまして、議第5214号につきましては、区域区分の変更にあわせて3路線の道路を変更するものでございます。

まず、3・3・1号東京狭山線についてでございます。本路線は、所沢市境を起点とし、国道407号であります3・4・4号熊谷入間線を終点とする延長約9,010m、代表幅員25mの都市計画道路であり、県道所沢堀兼狭山線及び県道堀兼根岸線と重複しております。今回変更する箇所は、3・5・13号笹井柏原線との交差点及び3・4・4号熊谷入間線との交差点でございます。

初めに、笹井柏原線との交差点の変更について御説明いたします。この交差点は、以前から都市計画に定めておりましたが、先ほど御説明いたしました柏原鳥之上地区が工業団地として開発され、笹井柏原線が整備されることに伴い、大型車の交通需要を踏まえ、交差点の設計を行いました。その結果、東京狭山線の円滑な通行が確保できるよう交差点形状を見直したことにより、隅切り部の形状を変更するものでございます。赤色で着色しております箇所が追加する区域でございます。

なお、交差する笹井柏原線についても今回の変更に合わせて狭山市が都市計画を変更し、影響を受ける区域の削除を行う予定でございます。

次に、熊谷入間線との交差点について御説明いたします。工業団地の拡張に伴う交通需要を勘案し、円滑な交通を確保するため、熊谷入間線との交差点形状を見直すとともに、整備済みの線形に合わせ区域の変更をするものでございます。赤色で着色しています箇所が追加する区域、黄色で着色しています箇所が削除する区域でございます。

次に、3・4・4号熊谷入間線についてでございます。本路線は、入間市境を起点とし、日高市境に至る延長約2,180m、代表幅員16mの都市計画道路であり、国道299号及び国道407号と重複して

おります。今回変更する箇所は、3・3・1号東京狭山線及び3・4・20号狭山飯能線との交差点でございます。

この交差点につきましては、先ほど東京狭山線でも御説明いたしましたとおり、工業団地の拡張に伴う交通需要を勘案し、交差点形状を見直すとともに、整備済みの道路線形を踏まえた交差点の形状へ変更するものであり、赤色で着色しています箇所が追加する区域となります。

最後に、3・4・20号狭山飯能線についてでございます。本路線は、国道407号であります3・4・4号熊谷入間線との交点を起点とし、飯能市境に至る延長710m、代表幅員16mの都市計画道路であり、県道日高狭山線及び県道馬引沢飯能線と重複しております。今回変更する箇所は、熊谷入間線との交差点並びに本線でございます。

初めに、交差点の変更について御説明いたします。こちらの交差点につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、熊谷入間線との交差点形状を見直すことに伴い変更するものでございます。黄色で着色している箇所が削除する区域でございます。

次に、本線につきましては、現在黄色で表示している線形で計画決定されております。現地は、赤色で表示している線形で整備されていることから、現況との整合を図るため、赤色の区域に変更するものでございます。また、交差点の延長が短くなるなどの変更に伴い、延長を約690mへ変更し、あわせて車線の数を2に決定いたします。

以上、説明いたしました2議案につきまして都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、狭山市に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等のある方挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○田村委員 5214号ですけど、現況に合わせて都市計画変更するというのは事後的なものであって、ちょっといかがかなと思うんですけど、こういうことって事例が結構多いのですか。

○議長（久保田） 説明お願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 狭山飯能線のように都市計画道路と整備された道路と齟齬があるというのは、事例としてはございます。ただ、やはり建築制限などの影響を及ぼすなど、必要性や事実が確認された時点で、例えば関連都市計画道路の変更時などの機会を見て、不整合の解消に努めていきたいと思っております。

○田村委員 わからないのですけど、そしたらやっちゃったもの勝ちで、道路つくっちゃったもの勝ちで、後で都市計画が追いついてこいという話なののでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 基本的には都市計画道路に合わせて整備すべきものと考えておりまして、

もし事業が都市計画と齟齬がある場合につきましては、都市計画の変更をしてから見直すべきものと基本的には思っております。ただし、現状として何らかの理由によって道路が整備されたもので現在の都市計画道路と少し齟齬が生じているという事例は見られることは事実でございます。

○田村委員 そうすると、別にどうでもいいんですけど、工事をしている段階で完了検査とかというものは、全く都市計画と整合性を合わせてやるということはないのでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 完成検査の時点では、そういったことは確認はしておりません。ただ、例えば、都市計画事業、街路事業ということであれば、当然、都市計画と合っていないと補助金ももらえませんし、そういうことになるかと思えます。

○議長（久保田） よろしいでしょうか。過去に何らかの事情でそういうことがあったことを今回この機会に是正しようという、そういうことだと思います。

ほかよろしいでしょうか。特に御意見はないというふうに承ってよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5213号及び議第5214号の2議案につきまして一括して採決をさせていただきます。

議第5213号及び議第5214号の2議案につきまして、原案のとおり決定するというところで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） では、御異議ないということで、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5215号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の白石でございます。着席して説明させていただきます。議第5215号の「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」説明をいたします。

議案書は29ページから33ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。初めに、制度の概要について御説明をいたします。都市計画区域内のうち用途地域の指定のない区域の建築物に係る数値については、建築基準法の規定により特定行政庁が都市計画審議会の議を経て定めるものとなっております。ここで、都市計画区域内のうち用途地域の指定のない区域とは、市街化調整区域などです。建築物に係る数値とは、容積率や建蔽率などです。

なお、特定行政庁とは建築行政の指導権限を持つ地方公共団体の長のことで、埼玉県では埼玉県知事とさいたま市など、12市の各市長が該当いたします。今回対象となる区域は松伏町のため、埼玉県知事が特定行政庁として指定権者であることから、本審議会に付議させていただきました。

次に、変更する区域の位置について御説明いたします。変更する区域の位置は、赤く縁取った越

谷都市計画区域内にございます。松伏町は、県の南東部に位置しており、都心からおおむね30kmの距離にあります。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。変更区域である松伏・田島地区は、県道越谷野田線、県道中井松伏線の沿道に位置する赤で囲まれた区域でございます。現在この区域は田畑となっております。この松伏・田島地区については、産業団地の計画開発に伴い、松伏町が製造物流施設の集積を図るため、地区計画を定める予定です。そこで、用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値について、地区計画の土地利用の方針に合わせて変更するものでございます。具体的には、画面の表のとおり、これらの区域の容積率を100%から200%に変更することなどにより、土地の高度利用を可能とするものでございます。

本件について、松伏町が関係権利者へ説明会を開催いたしました。意見等はございませんでした。また、松伏町に意見を照会いたしましたところ、支障なしとの回答をいただいております。

以上で議第5215号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」を説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、御質問、御意見がある方は挙手をお願いします。特によろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5215号の議案につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定するというので御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） では、御異議ないということで、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5216号「戸田都市計画都市再開発の方針の変更について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の川辺でございます。議第5216号「戸田都市計画都市再開発方針野変更について」御説明申し上げます。

議案書につきましては35ページから51ページでございます。御覧いただきたいと思います。また、参考資料1、新旧対照表をお配りしております。参考に御覧いただきたいと思います。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、今回御審議いただく都市再開発方針について御説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。都市再開発の方針でございますが、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に位置づけたマスタープランで、県が決定するものでございます。都市再開発方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業などの面的整備事業、都市施設整備などの個別事業に加え、地区計画等の規制誘導手法を活用したまちづくりを含むもの

でございます。本方針は、まちづくり埼玉プランや都市計画区域の整備、開発、保全の方針などとともに、個別の都市計画の上位に位置づけられております。

御審議いただく戸田都市計画都市再開発の方針では、1、基本方針、2、再開発を促進すべき地区の整備または開発の方針を定めております。これらについて、戸田市の都市再開発方針では策定から10年が経過し、社会情勢の変化、上位計画の改定など、都市再開発を取り巻く環境や考え方が変化しているため、再開発事業の進捗状況等を踏まえ、計画内容の見直しが必要となりました。上位計画には県が策定したまちづくり埼玉プラン、都市計画区域の整備、開発、保全の方針、関連計画には戸田市が策定している総合振興計画等のまちづくりの基本となる計画などがございます。これらの計画と整合を図るよう表現等の修正を行っております。

まず、1、基本方針の見直しを説明させていただきます。基本方針の項目は、御覧のとおり（1）から（5）まででございます。まず、（1）でございますが、旧の（5）、既存沿道商業集積の高度化による中心市街地の活性化の内容を反映して、（1）に集約しております。戸田市内の3駅を中心に多様な都市機能を誘導することにより、生活利便性の向上を図ることを内容に追加し、複合的都市機能の誘導による拠点形成に変更いたしました。また、（2）から（4）につきましては、一部表題等を修正し、地区計画の活用によるまちづくりや防災上の観点からの内容が追加されております。（5）につきましては、先ほど御説明申し上げたとおり、旧の内容は（1）に集約されましたが、新たに都市の低炭素化の推進を基本方針として定めました。こちらは、環境に配慮し、公共施設での緑化、省エネルギー化等を図ることを記載しております。これら基本方針の詳細につきましては、議案書の41ページ、42ページ及び参考資料1の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

次に、2、再開発を促進すべき区域の整備又は開発の方針でございますが、先ほどの基本方針に沿う形で計画的な開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の開発を促進すべき地区を従来は1地区でございましたが、3地区へ変更いたしました。また、再開発の必要性が高いものの再開発促進地区ほどの熟度に至っていない地区を要整備地区として、従来は定めておりませんでした。新たに2地区を定めることといたしました。

具体的な地区につきまして、図を使って説明させていただきます。再開発促進地区について、現行では北戸田駅東1街区の0.7haの1地区のみでございましたが、新しい今回の変更におきまして北戸田駅前地区約11.5ha、戸田駅周辺地区約70.4ha、戸田公園駅西口駅前地区約4.1haの3地区に見直しました。また、要整備地区につきましては、戸田公園駅東口駅前地区約2.9ha、新曽中央住宅誘導地区約8.6haの2地区を追加いたしております。詳細な区域につきましては、議案書の49ページから51ページを御覧ください。

御説明申し上げました議案につきまして、都市計画法に基づき2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、戸田市に対し意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

御説明につきましては以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保田） それでは、御質問、御意見のある方は挙手お願いいたします。

お願いします。

○村山委員 この方針でまちづくりが進みますと、駅の周辺に相当人口がふえる、恐らく低層部が商業業務で上にタワーマンションが載っかるような格好の再開発が進むと思うんですけども、それによって人口がふえて鉄道の利用者もふえますが、こういった方針で行った場合のインフラのキャパシティの問題というのは検討されてここに載っているのでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） 個別のですね、インフラのキャパシティ等までの検討というのはなされていらないと思いますが、今後のそういった再開発事業においてその建物のどのぐらいの人口が張りつくとか、そういったことにつきましては個別計画の中で検討した上で整備されるものと考えております。

○議長（久保田） ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5216号につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） では、御異議ないということで、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5217号「坂戸都市計画事業片柳土地区画整理事業の事業計画（第6回変更）に係る意見書について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 引き続き御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議第5217号「坂戸都市計画事業片柳土地区画整理事業の事業計画（第6回変更）に係る意見書について」御説明申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案につきましては、議案書の53ページから59ページでございます。別に別添資料といたしまして意見書の写しがございます。また、参考資料2といたしまして、意見書の要旨及び見解がございます。スクリーンにて御説明させていただきますが、これらの資料につきましてもあわせて御覧いただければと思います。

まず、坂戸都市計画事業片柳土地区画整理事業について、坂戸市が事業計画を変更するに当たり、変更計画案を平成30年4月5日から18日までの2週間縦覧に供しましたところ、地区の地権者2名の方から知事宛てに2通の意見書の提出がございました。このことから、土地区画整理法55条第3項の規定により、提出された意見につきまして採択すべきか、採択すべきでないか御審議をいただくものでございます。

御審議の結果、採択すべきであると議決された場合、知事は施行者である坂戸市に対し必要な修正を加えることを求めます。また、採択すべきでないと議決された場合は、知事はその旨を意見書の提出者に通知いたします。

まず、片柳土地区画整理事業の概要につきまして御説明申し上げます。坂戸市は、埼玉県西部に位置し、都心から約45kmの場所にあります。市内には関越自動車道や首都圏中央連絡自動車道、東武東上線が整備されており、交通の利便性が高い地域にあります。片柳地区につきましては、図面の赤で着色しているエリアにあります。東武東上線北坂戸駅より東に約0.7kmの場所にあります。

拡大図で地区の概要について御説明いたします。地区中心を南北に国道407号が縦断しており、県道日高川島線や1級河川飯盛川に囲まれております。施行面積は70.4haです。

この地区は、道路などの整備が十分でなかったことから、平成4年度に市施行の土地区画整理事業として事業に着手いたしました。しかしながら、施行面積が広く、移転家屋が多い計画であったことから、事業着手後25年以上経過した現在におきましても進捗状況は低い状況にあります。平成29年度末時点における事業進捗率は約24.5%です。このような状況の中、坂戸市では総合振興計画において長期化している区画整理事業を市の大きな課題の一つとして捉え、対策を行うこととしております。当事業においては、平成22年度から早期完了を目指し、見直しに着手しております。

見直しの方針といたしましては、既存の道路を有効に活用し、移転家屋の戸数を減らすことで事業のスピードアップ、事業費の削減を図ることです。これによりまして、早期の建築制限の解除、下水道の早期整備を行うことができます。

坂戸市では、見直しの案の作成に当たり、地元と合意形成に努めてまいりました。平成22年度に検討委員会を設け、平成24年度には地権者を対象としたアンケート調査で意向を確認しております。また、平成26年度からは勉強会や地元住民の方々との意見交換会を重ねております。地元からは、建物の建てかえができるようにしてほしい、下水道を早く整備してほしいといった早期完了を求める意見や要望が多かったようです。

こうした経過を踏まえて作成した見直し案について御説明いたします。道路等の整備に着手していない赤く着色した範囲で見直しを行っております。主な変更点ですが、都市計画道路の変更、区画道路の変更、施行期間の延伸、資金計画の変更です。このうち都市計画道路の変更及び区画道路の変更について意見書の提出がなされました。

これが見直し前の計画図です。見直した施設につきまして着色をしております。青が変更する都市計画道路、見づらくて恐縮ですが、黄色が区画道路、緑が公園、緑地です。これらの施設の配置を見直した案がこちらの図です。既存の道路を生かした配置に見直しております。区画道路につきましてはダイダイ色で着色しております。緑地、街区公園の一部につ

きましても配置の見直しをしております。都市計画道路につきましては、片柳中央東通線、片柳中央西通線の一部区間を廃止する変更の手續を坂戸市が同時に進めておるところでございます。図面では、破線の区間で廃止する予定区域を示してございます。見直し前の区画道路を重ねると、御覧のとおりとなります。

平成27年度には、この見直し案について説明会を開催しております。地元からは、この見直し案について反対するといった意見は出されなかったとのことでございます。この事業計画の見直しによりまして、移転戸数は155戸減少し、総事業費は40億円縮減される見込みとなっております。また、事業期間は今後60年かかるだろうと市では見込んでおりましたが、それを大幅に短縮し、平成50年度の完了を目指し、市として施行を進めたいと申しております。

それでは、御審議いただく意見書につきまして御説明を申し上げます。意見書は、手元の別添資料でございます。また、意見書の要旨及び見解を参考資料2としてお配りしてございます。意見書は2名、2通が提出されておりますが、要旨として3つに整理し、御審議の対象となるか、ならないかについて、まず分類させていただいております。御審議の対象と考える事業計画に係る意見は、施行地区に関することや計画の内容に関することなどでございます。また、御審議の対象とならないと考える事業計画にかかわらない意見といたしましては、既に都市計画で決定された施設であることや施行地区外に関すること、また今回の変更にかかわらないものなどでございます。

それでは初めに、御審議の対象と考える事業計画に係る意見として整理した要旨1の意見につきましてでございます。自宅前面道路について、従来の計画どおり通り抜け道路となるよう整備してほしいとの意見でございます。具体的な箇所といたしましては、地区南側にある図面赤い四角で示しました範囲でございます。拡大した図面をお示しいたします。意見書の提出された箇所の拡大図で、左が見直し前、右が見直し後の道路配置図になります。ダイダイ色が区画道路でございます。現在計画している道路を今回の事業計画案で廃止したことに対する意見でございます。紫色で示したところが既存の行きどまり道路としてそのまま残ります。

意見に対する見解でございます。今回の事業計画変更は、事業のスピードアップを目的とし、既存の道路を生かした計画としたものでございますので、こうした行きどまり道路も有効活用することとしております。地区全体といたしましてもこのような道路が計21カ所残ることとなりますが、坂戸市では早期完了のためにはやむを得ないものと考えており、検討会や説明会を重ね、理解が得られるように努めてきているところでございます。

なお、意見書の理由に、通り抜け道路がなくなると、何のメリットもないまま清算金を取られることになりとありますが、周辺区画道路の拡張、街区公園の新設、下水道の整備によりまして一定の利用増進が図られるものと考えております。また、通り抜け道路が廃止され、宅地評価が低下した場合には、清算金が軽減されるものと考えております。

次に、事業計画にかかわらない意見として整理したものは、要旨2、要旨3でございます。要旨

2の意見は、道路計画について、片柳中央西通線のルートを変更し、休台寺前の既存道路をできるだけ活用する形にしてもらいたい。要旨3の意見は、現在の自宅前南側の既存道路を生かした区画道路に変更し、自宅建物を移転対象外としてもらいたいとの意見でございます。

要旨2の意見書の既存道路は、図面の赤の破線で示した南北に通る道路でございます。また、要旨3の意見の既存の道路は、図面中心やや上になりますが、延長の短い東西に走る生活道路でございます。これらの道路につきましては、当初計画から廃止の予定となっております。今回の事業計画の見直しにおいて変更するものではございません。また、要旨2の意見の片柳中央西通線につきましては、別途の都市計画で定められた都市施設でございます。したがって、これらの意見につきましては今回の事業計画にかかわらないものと考えます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、御質問、御意見のある方は挙手お願いいたします。

どうぞ。

○木下委員 御説明ありがとうございました。先ほど説明の中でですね、今回の事業が例えば進捗が遅くなって困っているとか、移転する戸数が多くていろいろと調整が大変であるとか、それはよくわかったんですけども、説明会をやったときに、賛成する意見が多いように感じられたという御発言がありましたんでね、そこんところよというレベルが何か奥深いところまであらわしているのかどうかというのがまず1点と。

それから、それがよにじゃなくて、きちんとその地域全体の意見を集約しているということであるならば、それを明確にちょっとお答えいただきたいんですけど。

○幹事（市街地整備課長） 申しわけありません。ようにと申し上げましたところは、私どもが説明会を開いているものではなくて、坂戸市が説明会を開催しておりますので、私どもは伝聞で聞かさせていただいておりますので、反対する意見はなかったというふう聞いておまして、賛成する意見が多かったというふうな意味合いで申し上げますので、ようにという言葉を使わせていただきました。申しわけございません。

○議長（久保田） ほかいかがでしょうか。

お願いします。

○田村委員 済みません。意見の1のほうなんですけど、これ通り抜け道路を都市計画変更して通り抜けられないようにするという事なんですけど、これ別に都市計画どおりでやっても事業進捗が遅かったらそのままでもいいわけじゃないですか。そういう可能性を残してあげるという必要性がこの場合あったんじゃないでしょうかね。いかがなんでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） 可能性としてはあったとは思いますが。ただ、全体計画を見直す中で、今回の見直しで全体を一遍に変更していきたいと。また、そうすることによりまして早期の事業完了に向けて下水道整備とか、そういったものも着手できるということから、坂戸市として全体を見直

しているということでございます。

○議長（久保田） そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5217号の議案につきまして採決をいたします。

先ほど幹事から説明がありましたけれども、参考資料2の中の事業計画に係る意見のみ採決の対象とさせていただきます。

それでは、この事業計画に係る1件の意見につきまして、採択すべきであるという御意見の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手皆無〕

○議長（久保田） 挙手がないということでございますので、本案につきましては採択すべきでないというふうに決定させていただきます。ありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事は終了となります。御協力ありがとうございました。

それでは、傍聴の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（久保田） それでは、ここで議長の任を解かせていただきまして、マイクを事務局にお返しいたします。

○事務局 久保田会長、議事進行まことにありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、これをもちまして第236回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時45分 閉 会